

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、その)
告示

鳥取県告示第六百七十六号
身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定に基づき、次のとおり同項に規定する医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により告示する。

昭和四十八年九月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療科目	氏 名	勤務先又は居住地
内科	中本雅彦	米子市車尾二二九三
	国立米子病院	

鳥取県告示第六百七十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十八年九月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

村上直樹	氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
		鳥医第一、七九四号	昭和四十八年九月五日

告 示

- ◆告示
身体障害者福祉法による医師の指定
- ◆告示
保険医の登録
- ◆教委告示
国民健康保険法による登録があつたものとみなされるもの
- ◆公告
被爆者一般疾病医療機関の指定
- ◆公告
土地改良区の定款の変更の認可
- ◆公告
土地改良事業の認可
- ◆公告
土地改良事業計画の決定
- ◆公告
土地改良事業計画の適否の決定（六件）
- ◆公告
土地改良事業計画の変更の認可
- ◆公告
教育委員会の招集
- ◆正誤
毒物劇物取扱者試験の合格者
- ◆正誤
昭和四十八年六月鳥取県告示第四百六号中訂正

鳥取県告示第六百七十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年九月二十五日

鳥取県知事 石破二朗

登録の記号及び番号	氏名	登録の年月日
鳥国医第一、七九〇号	岸本宏之	昭和四十八年八月十三日
" 一、七九二号	田中淳太郎	八月二十七日

鳥取県告示第六百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、久米ヶ原土地改良区の定款の変更を昭和四十八年九月十九日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十八年九月二十五日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県告示第六百八十一号

下市駅南地区農道舗装事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき昭和四十八年九月二十日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和四十八年九月二十五日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県告示第六百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十八年六月一日付で日野郡日南町霞五三三池岡千一ほか

指定年月日	名称	所在地
昭和四十八年九月一日	伊藤皮膚泌尿器科医院	倉吉市住吉町五七の三
昭和四十八年九月一日	医療法人清生会谷口病院	倉吉市上井町一丁目一三の一

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和四十八年九月二十五日

鳥取県知事 石破二朗

十五人の者から申請のあつた県営で行なう土地改良（石見地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年九月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良（石見地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年九月二十六日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百八十三号

昭和四十八年七月十七日付で東伯町長から申請のあつた土地改良（上法万地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年九月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年九月二十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

鳥取県告示第六百八十四号

昭和四十八年七月十七日付で東伯町長から申請のあつた土地改良（浦安地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年九月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年九月二十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

鳥取県知事 石 破 二 朗

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に對し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百八十五号

昭和四十八年七月十七日付で東伯町長から申請のあつた土地改良（下伊勢地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の一第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県知事
石
破
二
朗

二、
　　縦覧に供する書類の名称
　　土地改良事業計画書及び条例の写し
三、
　　縦覧に供する期間
　　昭和四十八年九月二十六日から二十日間
　　縦覧に供する場所

東伯町役場

四、異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦貫期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百八十六号

昭和四十八年七月十四日付で岸本町長から申請のあつた土地改良（後谷

地区農業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法
昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用す
同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県知事
石
破
一
朗

一 縦覽に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

續覽清獻公集

三 漢文の興する易所

岸本町役場

四
異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百八十七号

昭和四十八年七月十六日付で大山町長から申請のあつた土地改良（赤松地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和四十八年九月二十六日から三十日間
- 三 縦覧に供する場所
大山町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百八十九号
都市計画法施行法（昭和四十三年法律第二百一号）第三十六条第一項の規定に基づき、同法第三十五条の規定による改正前の土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）第五十五条第九項の規定の例により、東郷都市計画松崎駅前温泉第二土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

昭和四十八年九月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 土地区画整理事業の名称
東郷都市計画松崎駅前温泉第二土地区画整理事業

二 事務所の所在地
東伯郡東郷町松崎二八一番地
(東郷町役場内)

三 事業計画の認可の年月日
昭和四十二年四月二十七日

四 変更認可の年月日
昭和四十八年九月二十日

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和四十八年九月二十六日から三十日間
- 三 縦覧に供する場所
赤崎町役場

教育委員会知照

鳥取県教育委員会知照第十五号

臨時教育委員会の承認を次のとおり招集した。

昭和四十八年九月二十一日

鳥取県教育委員会教頭 藤 開 順 謹

一 日時 昭和四十八年九月二十一日 午前十時十五分

二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会教頭室

三 議題 (1) 町村教育委員会教育長の承認について
(2) もの他

公

告

昭和48年9月11日に実施した毒物劇物取扱者試験の合格者は、次のとおりである。

昭和48年9月25日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十年六月鳥取県告示第四四八号(保安林予定森林における毒の埋戻の取扱について)に基づく次の箇所に謹づがおつたのど、記述ある。

1 一般毒物劇物取扱者試験の合格者

伊藤 繁 山田 和義 浜本 紀子 井上 昭子
生田 正美

2 農業用品目毒物劇物取扱者試験の合格者

大賀 定雄 田村 利男 森井 重昭 北村 新一
山根 正美 土井陽一郎 萩田 俊一 岸本 正一
谷口 通雄 谷口 清美 橋本 邦愛 西垣 達也
福田 悅夫 前田 聰 徳安 雅人 竹内 正二
盛本 幸博 藤原 一 武田 賴美 池本 笑子
東田 悅雄 漆原みどり 中島 由孝 勝川 洋子
大東 恒夫 小川 清一 梅林 実 盛山 茂
徳本 敏子 門田 薫 戸田 淳照 小田 重則
馬野千穂子 竹中 博昭 坂西 陽子 難波 弘子
藤本 弘幸 倉本 和政 田宮 義徳 岩田 辰郎
高見 達雄 田口 晴一 細田 黯 西村 秀幸
長谷川明男 都田 夏樹 福山 潤一 龜尾 武史

3 特定品目毒物劇物取扱者試験の合格者

中村 真二 戸田 鍼夫

出

謹

昭和四十年六月鳥取県告示第四四八号(保安林予定森林における毒の埋戻の取扱について)に基づく次の箇所に謹づがおつたのど、記述ある。

貢段 行 謹

1 上 終りかか 2 立木の伐採の限度並びに 2 植栽の方法・期間及び樹種
立木の伐採の限度